

○財務省告示第九十三号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第五条第一項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣の定める取引に関する事項を次のように定め、令和六年一月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項に規定する財務大臣の定める取引に関する事項は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十六条第一項に規定する不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿 次に掲げる事項

イ 手形（融通手形を除く。次号イにおいて同じ。）上の債権債務に関する事項

ロ イに掲げる事項以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）

ハ 所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産及び同項第二十号に規定する繰延資産（以下「減価償却資産等」という。）に関する事項

ニ 収入に関する事項

ホ 費用に関する事項

二 所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得（農業から生ずる所得を除く。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿 次に掲げる事項

イ 手形上の債権債務に関する事項

ロ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項

ハ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項

ニ イからハまでに掲げる事項以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）

ホ 減価償却資産等に関する事項

ヘ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含む。）に関する事項

ト へに掲げる事項以外の収入に関する事項

チ 仕入れに関する事項

リ チに掲げる事項以外の費用に関する事項

三 所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得（農業から生ずる所得に限る。）を生ずべき業務

につき備え付ける帳簿 次に掲げる事項

イ 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。次号イにおいて同じ。）

ロ 減価償却資産等に関する事項

ハ 収入に関する事項

ニ 費用に関する事項

四 所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿 次に掲げる事項

イ 債権債務に関する事項

ロ 減価償却資産等に関する事項

ハ 山林の伐採、譲渡、家事消費その他これに類するものの収入に関する事項

ニ 費用に関する事項